

中野市総合戦略会議設置要領

(設 置)

第1条 まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）第10条第1項の規定に基づく中野市まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「総合戦略」という。）の策定及び推進にあたり、広く関係者の意見を反映させるため、中野市総合戦略会議（以下「戦略会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 戦略会議の所掌事務は次のとおりとする。

- (1) 総合戦略の策定に関すること。
- (2) 総合戦略の推進に関すること。
- (3) 総合戦略の基本目標及び具体的な施策に係る重要業績評価指標（KPI）の達成度の検証に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、総合戦略の策定に関し必要と認める事項に関すること。

(組 織)

第3条 戦略会議は、産官学金労言等の各分野から、市長が必要と認める者を以て構成する。

(任 期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 戦略会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会 議)

第6条 戦略会議は、会長が招集し、会務を総括する。ただし、最初に開催される戦略会議は市長が招集する。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

(庶 務)

第7条 戦略会議の庶務は、総務部政策情報課において行う。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、戦略会議の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成27年6月30日から施行する。

中野市総合戦略会議 委員名簿

順不同、敬称略

任期：平成 27 年 7 月 13 日から 2 年間

(平成 27 年 7 月 13 日現在)

	分野	氏名	所属等	備考
1	産	前澤 憲雄	日本きのこマイスター協会 理事長	
2	産	高橋 一隆	農業（中野市農業協同組合青年部）	
3	産	小野 建一	小野建具店（信州中野商工会議所青年部）	
4	産	山浦 直人	中野電機工業(株)（中野青年会議所）	
5	産	宮川 浩	中野市商店会連合会 会長	
6	産	関 貴彦	3RD CAFE & MORE	
7	産	渡辺 信也	就農者	
8	学	三枝 康雄	東京成徳大学経営学部	
9	金	山口 和彦	八十二銀行中野支店 支店長	
10	金	山下 健一	長野信用金庫中野支店 支店長	
11	労	本間 直幸	連合長野高水地域協議会北信地区連合会 会長	
12	言	山口 美緒	編集室いとぐち代表	
13	言	上野 見	(株)北信エルシーネットリふれ編集室 室長	
14	移住	相子 靖子	テキスタイルデザイナー（相子製作所）	
15	移住	内山 奈月	地域おこし協力隊	
	官	吉原 明彦	長野県 北信地方事務所 地域政策課長	アドバイザー